

却 下 通 知

2015年10月6日

異議申立人 殿

独立行政法人国際協力機構
環境社会配慮異議申立審査役

貴殿の2015年8月30日付の異議申立（2015年9月7日受理）については却下となったことをお伝えします。詳細については同封の「検討結果」をご覧ください。

申立却下の主な理由は、住民からの申し出を受けて、プロジェクト実施主体が、関係者と協議の上、当初計画を変更し、カフ・パレード駅の建設位置がコラバ・ウッズ・ガーデンにはかからなくなっており、申立人が主張するようなコラバ・ウッズ・ガーデンの樹木の伐採は一切なされないためです。

尚、審査役からもJICAに対し、プロジェクトの必要な手続きがガイドラインに沿って実施されるよう現場を引き続き注視して、サポートし続けるよう依頼します。

ありがとうございました。

以上

検討結果

1. 申立書の形式要件

全ての必要項目につき英語で記載されている。

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

申立書はプロジェクトの実施される国の2名以上の居住者により提出されている。

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、申立書により特定されたプロジェクトはJICAが融資予定の案件である。

(3) 期間

案件に関するカテゴリ分類結果以降、案件が終了するまでの期間に異議申し立てが提出されている。

(4) 申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性

申立人は、駅建設のため樹木の伐採と移植により、地域の生物多様性と生態系に悪影響を及ぼすと主張している。

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

申立人は JICA ガイドラインの 2.1・2.3・2.4・2.5・2.6 の条項に違反していると主張している。

(6) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

申立人は、事業プロセスへの一般住民の参加が不足しており、これがガイドラインの違反に該当すると主張している。

(7) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立人は、カフ・パレード駅の建設については、市民の参加も公的な協議も一切行われていないと主張している。しかし、これまでにいくつかの説明会や協議は開催されており、2015年になってからも、住民の申し出を受けて、少なくとも3回協議が実施され、建設計画も当初案から変更されている。

(8) JICA との協議の事実

申立人からJICA（インド事務所）に対して接触はない。

(9) 濫用の防止

申立書における濫用の懸念はないと考えられる。

[END]